

社会福祉法人 共和町社会福祉協議会

費用弁償規程

社会福祉法人 共和町社会福祉協議会
費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共和町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員、評議員、部会委員、委員会委員、（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が、その職務に従事したときは、その日数に応じて、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、路程にかかわらず1日2,200円とする。

第3条 会長が、役員等に、職務を行うため旅行を命じた場合には、別表第1で定める費用弁償を支給する。

第4条 前条の費用弁償の支給に関する計算方法は、本会旅費規程による。

第5条 第3条の費用弁償の請求手続及び支給については、本会旅費規程による。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。